

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB医院（以下「事業場」という。）に採用され、統括部長として業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日に事業場の介護送迎車が交通事故（以下「本件事故」という。）を起こし、乗車していた利用者5名が死傷したため、統括部長として事故処理対応、被害者及び遺族・家族への対応、加害職員への対応並びに再発防止対策等に追われ、体調を崩したという。請求人は、同年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「急性ストレス反応」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の実事の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医師協議会精神部会（以下「精神部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書（乙102）において、請求人は平成〇年〇月上旬にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨意見している。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、精神部会の上記意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

#### (4) 「特別な出来事以外の出来事」について

ア 本件の一件記録を精査すると、請求人の評価期間における出来事としては、  
①本件事故への事後対応、②事業場D理事長とのトラブル及び③利用者の家

族から預かっていた〇円が金庫から紛失したことが認められるところ、各々の出来事の心理的負荷について検討すると、以下のとおりである。

イ まず、上記①本件事故への事後対応について、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討することが相当である。

本件事故に係る事後対応については、決定書理由に説示するとおり、請求人がマスコミや警察への対応で苦勞した事実は認められるものの、当該業務が請求人の職責を大きく上回るものであったとは認められず、また、労働時間集計表からは、同事後対応によって、時間外労働時間が著しく増加したとも言えないことから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ 次に、上記②D理事長とのトラブルについてみると、請求人の主張は、D理事長からパワハラを受けたというものであるが、当該トラブルの理由は、本件事故の事後対応の方針をめぐる考え方の相違又は対立であったとみるのが相当であることから、認定基準別表1「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討することとする。

請求人の主張するD理事長とのトラブルの内容とは、本件事故に係る法人の刑事責任のとり方について、請求人自身による提案を受け入れてもらえなかったという趣旨のものであると認められるところ、E秘書、F元理事及びG通所介護管理者によると、二人の間においてトラブルという事態になったということではないとされており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、周囲からも客観的に認識されるような大きな対立であったとは言えないものと判断する。なお、H警部補の申述によると、D理事長が、平成〇年〇月〇日及び同月〇日に、請求人に対して、「無能」である旨発言したことは事実であると認められるが、同趣旨の発言がその後も執拗に継続されたとは認められず、このことをもって請求人とD理事長とのトラブルが深刻化し、事業場の業務運営に多大な影響を及ぼすなどといった事態になったとも認められないことから、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

エ 上記③利用者の家族から預かっていた〇円が金庫から紛失したことについて

て、認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、決定書理由に説示するとおり、請求人自身が、上記金庫の現金紛失を受けて、事業場内で責任を問われていないと述べていることに鑑み、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

オ 上記のとおり、請求人の評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が2つ（①本件事故への事後対応及び②D理事長とのトラブル）、「弱」の出来事が1つ（③利用者の家族から預かっていた〇円が金庫から紛失したこと）であるが、これらの出来事のうち、②D理事長とのトラブルは、①本件事故への事後対応が原因となって生じたものであるから、認定基準に照らし、これらを「一連の出来事」とみて検討するも、各々の出来事が、時期的に4か月以上も離れていることや、D理事長が、請求人に対して不適切な発言をしたのは、平成〇年〇月〇日及び〇日間の2日間のみであることからすれば、当審査会としては、当該一連の出来事に係る心理的負荷の総合評価は「中」であり、よって、「③利用者の家族から預かっていた〇円が金庫から紛失したこと」という「弱」の出来事と合わせても、全体評価は「中」であり、「強」には至らないものであると判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。